

# I 富山県の情報公開制度の概要

## 1 情報公開制度の目的

富山県情報公開条例第1条において、富山県の情報公開制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進を図り、もって県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

この条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する」上で、「県民の知る権利」を尊重し、「県の諸活動を県民に説明する責務」が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、「公文書の開示を請求する権利につき定めること等」を手段として、「情報公開の総合的な推進」を図り、「県民の理解と信頼の下に県民参加の開かれた県政を推進する」ことを目的としています。

## 2 公文書開示制度

公文書開示制度は、県民に、自ら必要とする情報を必要とするときにいつでも入手できるよう、県が保有する公文書の開示を求める権利を認め、これを制度的に保障していくところに大きな意義があります。また条例に適合した開示請求権の行使に対しては、実施機関は該当する公文書を開示するかどうかの決定をしなければならない義務を負うことになります。

制度の概要は、次のとおりです。

### (1) 実施機関

公文書開示制度は、県のすべての機関で実施しています。

- |                         |        |            |             |
|-------------------------|--------|------------|-------------|
| ①知事                     | ②議会    | ③教育委員会     | ④選挙管理委員会    |
| ⑤人事委員会                  | ⑥監査委員  | ⑦公安委員会     | ⑧警察本部長      |
| ⑨労働委員会                  | ⑩収用委員会 | ⑪海区漁業調整委員会 | ⑫内水面漁場管理委員会 |
| ⑬県が設立した地方独立行政法人（富山県立大学） |        |            |             |

### (2) 対象公文書

公文書開示請求の対象となるのは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、官報、公報等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや県立図書館等で県民の利用に供することを目的として管理されているものについては、対象外としています。

### (3) 請求権者の範囲

公文書の開示請求は、「何人も」することができます。「何人」とは、どこに住んでいるかを問わず、また、日本国民のほか、外国人も含まれます。

#### (4) 請求の方法

公文書の開示請求は、公文書開示請求書に必要事項を記入し、次の情報公開窓口に提出して行います。郵送でも請求できます。また、請求書は県のホームページからもダウンロードできます

(<https://www.pref.toyama.jp/1103/kensei/kouhou/jouhoukoukai/kj00019160.html> 「関連ファイル」内)

なお、開示請求にあたっては、対象となる公文書の特定を容易にするためのご協力をお願いしています。

名 称	受付対象公文書	設置場所
情報公開総合窓口（以下「総合窓口」という。）	すべての実施機関の公文書	県庁東別館 2階
公安委員会・警察本部情報公開窓口（以下「警察等窓口」という。）	公安委員会及び警察本部長の公文書	警察本部庁舎 1階
議会・行政委員会等情報公開窓口	それぞれの実施機関の公文書	各実施機関内

#### (5) 開示・非開示等の決定

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示をするかどうかの決定をし、請求者にその内容を通知します。ただし、請求のあった公文書が大量にあるなど事務処理上困難な場合は、その期間を延長することがあります。この場合、延長する期間やその理由を書面で通知します。

また、開示制度の適正かつ円滑な実施を図るため、原則として通知があった日から30日以内に公文書の開示を受けていただくようお願いしています。

#### (6) 非開示情報

公文書は、原則として開示ですが、次のように、例外的に開示されない情報があります。

- ① 法令秘情報（法律で公にすることができないと定められている情報など）
- ② 個人情報（特定の個人が識別される情報など）
- ③ 法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれのある情報など）
- ④ 公共の安全等情報（公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ⑤ 審議、検討等情報（県や国などの内部での審議、検討等を行うにあたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など）
- ⑥ 行政運営情報（県や国などが行う事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）

#### (7) 費用の負担

公文書の開示請求や閲覧等は無料ですが、写しの交付を希望する場合は実費を負担していただきます。

#### (8) 富山県情報公開審査会

次の事務を行うため、附属機関として「富山県情報公開審査会」を設置しています。

##### ○ 審査請求について調査審議する事務

情報公開審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設置された附属機関で、学識経験者6人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。請求者が実施機関の非開示決定等に不服がある場合は、審査請求をすること

ができます。実施機関は、審査請求があった場合、原則として情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求について裁決又は決定を行います。

○ 情報公開制度に関する重要事項について意見を述べる事務

情報公開審査会は、情報公開制度に関する事項について、実施機関に対し、意見を述べることができます。

### (9) 他制度との調整

公文書であっても、公文書開示以外の制度で閲覧等が可能な場合については、これらの制度等との調整を図るため、公文書開示はしないこととなっています。

## 3 情報提供施策及び公表制度の拡充

各実施機関では、県民が県政に関する情報を正確で分かりやすく、しかも迅速・簡単に得られるように、次のことに努めることとなっています。

- ① 県民の情報ニーズを的確に把握し、正確で分かりやすい情報の積極的な提供
- ② 広報活動の積極的な推進、行政資料の目録の整備、閲覧施設の充実、情報の所在案内などの情報提供施策の拡充
- ③ 主要な施策などの情報公表制度の拡充

この制度は、情報を分かりやすく加工して、多くの県民に理解しやすい形で提供ができるなどの特長があり、「公文書開示制度」の限界を補う弾力的な機能があります。

情報化社会の中で県民の多様なニーズに応じていくためには、それぞれの施策の特長を生かし、両者があいまって十分に機能するシステムを作り、運用していく必要があります。

## 4 出資法人の情報公開

### (1) 情報公開

出資法人（①富山県道路公社、②県の出資割合が50%以上の法人、③県及び左記②の法人の出資割合が50%以上の法人をいう。以下同じ。）は、自ら情報公開に関する規程を定め、県に準じた情報公開に努めています。

### (2) インターネットによるディスクロージャー

出資法人の最新の業務及び財務等に関する資料について、インターネットによるディスクロージャー（情報提供）を実施しています。

## 5 指定管理者の情報公開

県の公の施設の管理を行う指定管理者が、当該公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう、知事は当該指定管理者に対して指導に努めています。

## Ⅱ 令和5年度の情報公開の実施状況

### 1 情報公開の利用概況

令和5年度における情報公開制度の利用件数は、全体で4,486件でした。

利用の内訳は、公文書の開示請求が4,279件、行政資料の閲覧等が207件です。

また、利用者数は853人、そのうち開示請求者数は440人となっています。

これを前年度と比較すると、公文書の開示請求が1,062件の減、行政資料の閲覧等が67件の減となっています。また、利用者数は372人の減、開示請求者数は20人の減となっています。

利用件数の構成では、公文書の開示請求が95.4%（前年度95.1%）、行政資料の閲覧等が4.6%（同4.9%）となっています。

なお、制度実施以来の利用件数の総計は、全体で505,434件、内訳は、公文書の開示請求が387,604件、行政資料の閲覧等が117,830件となっています。

#### ・利用件数と利用の内訳

区分	合計 (件)	利用の内訳 (件)		利用者数(人)		
		公文書 開示請求	行政資料 の閲覧等	(延数)	うち開示 請求者数	
総合 窓口	令和5年度	4,319	4,144	175	579	324
	令和4年度	5,434	5,187	247	927	280
	令和3年度	4,440	3,994	446	814	261
	令和2年度	5,561	4,909	652	921	226
	令和元年度	6,307	5,646	661	909	376
	23～30	61,361	51,955	9,406	12,085	3,949
	14～22	310,955	285,720	25,235	36,188	6,400
	62～13	54,156	19,581	34,575		
	計	452,533	381,136	71,397	52,423	11,816
公文書 館窓口	14～17	10,429	469	9,960	16,539	220
	62～13	31,982	637	31,345	55,768	—
	計	42,411	1,106	41,305	72,307	220

区 分	合 計 (件)	利用の内訳 (件)		利用者数(人)		
		公文書 開示請求	行政資料 の閲覧等	(延数)	うち開示 請求者数	
警察等 窓 口	令和5年度	167	135	32	274	116
	令和4年度	181	154	27	298	140
	令和3年度	128	121	7	195	103
	令和2年度	209	186	23	211	133
	令和元年度	221	194	27	314	161
	23～30	904	656	248	929	455
	14～22	8,680	3,916	4,764	4,996	209
	計	10,323	5,227	5,096	6,943	1,201
合 計	令和5年度	4,486	4,279	207	853	440
	令和4年度	5,615	5,341	274	1,225	420
	令和3年度	4,568	4,115	453	1,009	364
	令和2年度	5,770	5,095	675	1,132	359
	令和元年度	6,528	5,840	688	1,223	537
	23～30	62,265	52,611	9,654	13,014	4,404
	14～22	330,064	290,105	39,959	57,723	6,829
	62～13	86,138	20,218	65,920	55,768	0
	計	505,434	387,604	117,830	131,947	13,353

注：公文書館窓口は平成18年4月1日廃止

・ 月別利用件数の推移

(単位：件)

区 分	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	合計
総合窓口	134	214	646	100	186	204	2,028	162	215	124	168	138	4,319
警察等窓口	20	16	13	21	12	9	9	12	11	11	16	17	167
合 計	154	230	659	121	198	213	2,037	174	226	135	184	155	4,486

## 2 公文書開示請求の状況

### (1) 公文書開示請求件数

令和5年度の公文書の開示請求は、全体で4,279件（請求者数440人）でした。昨年に比べて件数で1,062件の減、請求者数で20人の減となっています。

窓口別では、総合窓口での請求件数が4,144件（請求者数324人）、警察等窓口での請求件数が135件（請求者数116人）となっています。

実施機関別にみると、知事に対するものが3,727件（前年度4,684件）と最も多く、次いで教育委員会に対するものが195件（同394件）、選挙管理委員会に対するものが153件（同47件）となっています。

また、知事の部局別では、厚生部が2,800件と最も多く、次いで農林水産部が413件、土木部が232件などとなっています。

### ・ 公文書開示請求件数の実施機関・部局別内訳 (単位：件)

実施機関		R5年度	R4年度	実施機関		R5年度	R4年度
知事部局	知事政策局	27	37	企業局	18	20	
	危機管理局	11	26	議会	16	11	
	地方創生局	10	45	教育委員会	195	394	
	交通政策局	9	17	公安委員会	9	9	
	経営管理部	139	201	警察本部長	126	145	
	生活環境文化部	33	59	選挙管理委員会	153	47	
	厚生部	2,800	3,525	監査委員	6	11	
	商工労働部	40	34	人事委員会	6	6	
	農林水産部	413	470	労働委員会	6	4	
	土木部	232	242	収用委員会	4	3	
	出納局	13	28	富山海区漁業調整委員会	6	3	
	小計	3,727	4,684	内水面漁場管理委員会	6	3	
				県立大学	1	1	
				合計	4,279	5,341	

### (2) 公文書開示請求に対する決定等の状況

請求に対する決定を行った4,279件の公文書の決定等の内訳は、全部開示が3,325件、部分開示が687件、非開示が208件（うち不存在が199件）、その他（取下げ）が59件となっています。

請求に対する開示率（不存在及びその他を除く。）は、部分開示を含めると99.9%（前年度99.6%）で、全部開示の比率では82.8%（同79.0%）となっています。

・公文書開示請求に対する決定等の状況

(単位：件)

開示	部分開示	非開示	請求に対する決定等の内容		その他	合計
			不存在	存否応答拒否等		
3,325	687	208	199	9	59	4,279

注：「存否応答拒否等」には存否応答拒否によるもの以外に、条例等の規定による非開示を含む

なお、「その他」の59件は請求が取り下げられたもの

・公文書開示請求件数の実施機関・部局別内訳（令和5年度）

実施機関・部局	請求件数	請求に対する決定等の内容						
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否等	その他	
知事部局	知事政策局	27	11	14	2	2	0	0
	危機管理局	11	4	2	5	5	0	0
	地方創生局	10	3	4	3	3	0	0
	交通政策局	9	3	2	4	4	0	0
	経営管理部	139	33	94	10	9	1	2
	生活環境文化部	33	11	13	6	6	0	3
	厚生部	2,800	2,724	25	47	46	1	4
	商工労働部	40	19	11	5	5	0	5
	農林水産部	413	346	38	15	15	0	14
	土木部	232	66	129	13	11	2	24
	出納局	13	6	2	5	5	0	0
	小計	3,727	3,226	334	115	111	4	52
企業局	18	7	4	7	7	0	0	
議会	16	3	10	3	3	0	0	
教育委員会	195	57	126	10	8	2	2	
公安委員会	9	1	0	7	7	0	1	
警察本部長	126	5	95	22	20	2	4	
選挙管理委員会	153	10	116	27	26	1	0	
監査委員	6	3	0	3	3	0	0	
人事委員会	6	3	2	1	1	0	0	
労働委員会	6	3	0	3	3	0	0	
収用委員会	4	0	0	4	4	0	0	
富山海区漁業調整委員会	6	3	0	3	3	0	0	
内水面漁場管理委員会	6	3	0	3	3	0	0	
県立大学	1	1	0	0	0	0	0	
合計	4,279	3,325	687	208	199	9	59	

・開示率（令和5年度）

開示率	全部開示率
99.9%	82.8%

$$\text{開示率} = \frac{\{\text{請求} - \text{非開示} - \text{その他}\}}{\{\text{請求} - (\text{不存在} + \text{存否応答拒否}) - \text{その他}\}}$$

$$\text{全部開示率} = \frac{\{\text{請求} - \text{部分開示} - \text{非開示} - \text{その他}\}}{\{\text{請求} - (\text{不存在} + \text{存否応答拒否}) - \text{その他}\}}$$

・公文書開示請求に対する決定状況の年次推移

区 分	開示	部分開示	非開示	非開示		その他	合 計	開示率
				不存在	存否応答拒否			
令和5年度	3,325	687	208	199	4	59	4,279	99.9
令和4年度	3,969	1,034	277	255	3	61	5,341	99.6
令和3年度	2,592	1,234	216	213	0	73	4,115	99.9
令和2年度	2,583	2,288	191	181	1	33	5,095	99.8
令和元年度	4,763	818	222	188	1	37	5,840	99.4
14～30年度	50,149	275,384	16,077	5,561	45	1,106	342,716	96.9
合 計	67,381	281,445	17,191	6,597	54	1,369	367,386	97.1
構成比	18.3	76.6	4.7	1.8	0.0	0.4		

区分	開示	部分開示	非開示	不存在	その他	合計	開示率
62～13年度	6,111	13,689	93	238	87	20,218	99.5
構成比	30.2	67.7	0.5	1.2	0.4		

注：平成14年4月からの改正情報公開条例の施行に伴い、「不存在」と「存否応答拒否」を非開示決定の中に含めることとしたため、平成14年度以降とそれより前の年度とを区別している。

・部分開示及び非開示（不存在、存否応答拒否を除く。）の理由別内訳

理 由	令和5年度		令和4年度		令和3年度		14～令和2年度		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
法令秘情報	21	1.9	3	0.2	5	0.2	294	0.1	323	0.1
個人情報	592	53.9	939	53.3	1,009	48.2	291,304	57.0	293,844	56.9
法人等情報	344	31.3	429	24.3	391	18.7	112,467	22.0	113,631	22.0
公共の安全等情報	14	1.3	22	1.2	83	4.0	22,805	4.5	22,924	4.4
審議、検討等情報	4	0.4	36	2.0	2	0.1	4,126	0.8	4,168	0.8
行政運営情報	123	11.2	334	18.9	602	28.8	80,509	15.7	81,568	15.8
合 計	1,098		1,763		2,092		511,505		516,458	

62～13年度								
理 由	件数	構成比	理 由	件数	構成比	理 由	件数	構成比
法令秘情報	0	0.0	犯罪捜査、予防関係情報	1	0.0	国等関係情報	95	0.6
個人情報	9,334	56.0	意思決定過程情報	81	0.5	合議制機関等関係情報	19	0.1
法人等情報	4,425	26.6	行政運営情報	2,699	16.2	合 計	16,654	

注1：1件の公文書であっても、非開示の理由が2つ以上あるものは、それぞれの件数を集計しているため、合計が「公文書開示請求に対する決定状況の年次推移」の表の非開示・部分開示の計と一致しない。

注2：改正情報公開条例の施行に伴い、「犯罪捜査、予防関係情報」、「意思決定過程等情報」、「国等関係情報」、「合議制機関等関係情報」に係る非開示条項が削除されるとともに、「公共の安全等情報」、「審議、検討等情報」に係る非開示条項が新設されたため、平成14年度以降とそれより前の年度とを区別している。

### 3 公文書開示請求に係る審査請求の処理状況

令和5年度は公文書開示請求に係る新たな審査請求は3件でした。

なお処理状況の詳細は、次のとおりとなっています。

審査請求 年 月 日	審査請求事案	実施機関	処理状況 ※令和6年3月31日時点		
			諮問	答申等	裁決
R4. 3. 28	労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事  (人事課)	R4. 7. 5	R5. 7. 3	棄却
R4. 6. 12	富山労働基準監督署が県に発出した是正勧告書について知事が懲戒処分の検討は必要ないと指示または決定したことに関する資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事  (人事課)	R4. 11. 4	R5. 7. 3	棄却
R4. 6. 14	労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事  (人事課)	R4. 11. 4	R5. 7. 3	棄却
R4. 7. 13	2022年2月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案	教育委員会  (教職員課)	R5. 3. 27	R6. 3. 19	一部認容
R5. 6. 16	特定企業に関連する監査等の公文書すべて及び上記に基づく行政処分に関する開示請求に対する部分開示決定処分及び非開示決定処分に係る審査請求事案	知事  (薬事指導課)	R6. 1. 10	—	—
R5. 6. 27	県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求事案	知事  (人事課)	R5. 12. 7	—	—
R5. 10. 5	裁判の訴状、答弁書、判決文の部分開示決定に係る審査請求事案。	教育委員会  (教職員課)	R6. 2. 22	—	—

#### 4 情報公開審査会の開催状況

令和5年度は、審査請求に係る諮問事案の審議等を行うため、8回開催しました。

審査会	開催日	議 題
第190回	R5. 5. 10	労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案 富山労働基準監督署が県に発出した是正勧告書について知事が懲戒処分の検討は必要ないと指示または決定したことに係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案 労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案
第191回	R5. 6. 30	労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案 富山労働基準監督署が県に発出した是正勧告書について知事が懲戒処分の検討は必要ないと指示または決定したことに係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案 労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案 2022年2月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案
第192回	R5. 8. 9	2022年2月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案
第193回	R5. 9. 25	同上
第194回	R5. 11. 14	同上
第195回	R5. 12. 19	同上
第196回	R6. 1. 31	2022年2月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案 県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求事案
第197回	R6. 3. 19	2022年2月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案

## 5 情報提供及び公表の状況

### (1) 情報提供施策の概況

情報公開を総合的に展開していくためには、公文書開示制度の適切な運用を図るとともに、県民が簡単に、かつ、分かりやすい形で県政に関する情報を知ることができるよう情報提供施策を充実していくことも重要です。

また、県民の求めによらずとも、県が自ら主要な施策等に関する情報を公表することは、県政に対する県民の理解を求めらるうえで大きな意義があります。

総合窓口では、情報提供施策として次のことを実施しているほか、警察等窓口においても、公表された情報を収集して窓口置き、県政情報の提供に努めています。

- ・ 県が保有する行政資料の収集、配架及び閲覧、複写等による提供
- ・ 行政資料の目録の整備、OA機器を利用した行政資料の検索及び所在、作成状況等の案内
- ・ 県の歴史や県政に関する資料等の提供、案内
- ・ 県議会議事録のOA機器を利用した提供
- ・ 県が報道機関に対して提供した県政に関する主要な情報の収集、管理、OA機器による提供
- ・ 県政に関する情報の所在案内や相談の受付

### (2) 行政資料の提供

県が発行し、または県が収集した各種の統計書、年報、要覧、広報紙、計画書、事業概要書等の印刷刊行物等の行政資料を、総合窓口、高岡・魚津・砺波の各地方県民相談室に配架しています。これらの資料については自由に閲覧することができます。

資料の管理にはコンピュータを利用しており、資料1点ごとに資料の名称、概要、作成状況等のデータを入力し、相談を受けた資料の検索や内容の案内を行っています。

#### ① 収集状況

行政資料の収集点数は令和6年3月31日現在で23,577点となっています。これを県の行っている事務事業の分野別に分類すると、「統計」が最も多く、全体の18.6%を占めています。次いで「農林水産業」が9.3%、「教育」が8.6%、「税・財政」が8.3%、「総合行政」が7.9%などとなっています。

令和5年度は行政資料を159点収集しましたが、今後とも資料収集に努め、情報提供施策の充実を図っていくこととしています。

#### ② 利用状況

令和5年度の行政資料の閲覧件数は、全体で206件でした。

また、閲覧件数を窓口別にみると、総合窓口が174件、警察等窓口が32件となっています。

利用の内容（総合窓口に限る）を資料の分野別にみると、幅広い分野にわたっての利用がみられますが、その中でも「教育」が特に多く、次いで「土木・建設」などが多くみられます。

・行政資料の収集状況

(単位：件、%)

分類	資料点数	比率	分類	資料点数	比率
総記	913	3.9	資源・エネルギー	186	0.8
総合行政	1,863	7.9	土地・地域開発	495	2.1
議会・選挙	471	2.0	土木・建設	997	4.2
統計	4,408	18.6	農林水産業	2,195	9.3
行政管理	426	1.8	商工業	926	3.9
税・財政	1,964	8.3	労働	725	3.1
生活・福祉	1,719	7.3	交通・運輸・通信	229	1.0
環境	814	3.5	教育	2,038	8.6
防災・公安	838	3.6	文化・スポーツ・観光	1,003	4.3
保健・衛生	1,367	5.8	合計	23,577	100.0

・行政資料の閲覧件数

(単位：件)

区分	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	合計
総合窓口	13	28	18	7	22	10	9	8	19	15	19	6	174
警察等窓口	3	3	3	2	3	3	3	2	4	2	2	2	32
計	16	31	21	9	25	13	12	10	23	17	21	8	206

・行政資料の利用例（総合窓口分のみ）

(単位：件、%)

区分	件数	比率	主な利用例
総記	0	0.0	
総合行政	0	0.0	
議会・選挙	1	0.6	議会時報
統計	1	0.6	新設住宅着工戸数
行政管理	4	2.3	職員録
税・財政	9	5.2	財務諸表、予算書など
生活・福祉	9	5.2	事業報告書、平面図など
環境	0	0.0	
防災・公安	0	0.0	
保健・衛生	0	0.0	
資源・エネルギー	0	0.0	
土地・地域開発	2	1.1	温泉動力装置許可申請、計画図
土木・建設	44	25.3	工事成績通知書、積算基準書など
農林水産業	1	0.6	土地改良区名簿
商工業	2	1.1	富山県主要工場名簿、建設業許可に係る変更届出書
労働	0	0.0	
交通・運輸・通信	0	0.0	
教育	100	57.4	富山県公立学校教員採用選考検査など
文化・スポーツ・観光	0	0.0	
その他	1	0.6	要綱
合計	174		

### (3) 行政資料等の写しの提供

総合窓口及び警察等窓口では行政資料等の写しの提供も行っています。写しの提供に当たっては、依頼者に実費の負担をお願いしています。

#### ・行政資料等の複写料の実績

(単位：件、円)

区分		R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月
総合窓口	件数	36	47	64	50	52	44
	金額	20,890	25,510	44,920	61,370	20,490	63,330
警察等 窓口	件数	11	11	14	9	12	12
	金額	510	630	800	640	1,370	3,630
合計	件数	47	58	78	59	64	56
	金額	21,400	26,140	45,720	62,010	21,860	66,960

区分		10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	合計
総合窓口	件数	45	41	55	46	43	32	555
	金額	14,350	25,880	17,030	20,240	38,200	44,820	397,030
警察等 窓口	件数	8	9	12	10	8	10	126
	金額	340	180	830	690	100	1,010	10,730
合計	件数	53	50	67	56	51	42	681
	金額	14,690	26,060	17,860	20,930	38,300	45,830	407,760

### (4) 公表情報の提供

県では、主要な施策等に関する情報を逐次県民に公表し、県政に対する理解を求めよう努めています。公表の方法としては、印刷刊行物によるもの、県報への登載によるもの等様々ですが、情報の種類に応じて適切な方法を用いて事務を担当する機関、所属から公表が行われています。

情報公開総合窓口では、公表された情報を収集し、これを窓口配置することにより、より多くの県民にこれらの情報が普及し、理解されるよう努めています。

窓口配置されている情報は、公表の形態別にみると次のとおりです。

- ・ 県報に登載されたもの
- ・ 広報紙によるもの
- ・ 印刷刊行物によるもの
- ・ 報道機関への発表によるもの

## 6 出資法人の情報公開の状況

### (1) 情報公開の状況

平成15年4月から、総合窓口において出資法人（23法人）の情報公開規程を備え付け、問い合わせ等への対応を行っています。

### (2) インターネットによるディスクロージャーの状況

平成14年4月から、各出資法人において、業務及び財務に関する資料等（定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、収支計算書等）をインターネットにより公開しています。